

感染症の予防について

- 学校（園）は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校（園）生活が円滑に実施され、効果をあげるためには学校（園）や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校（園）における感染症の予防もその一つであり保護者の方にぜひ、正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ・校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
(学校保健安全法第19条)
 - ・学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は次のとおりとする。
(学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

病 名		出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱 ペスト クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 痘そう 南米出血熱 マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 中東呼吸器症候群及び特定 鳥インフルエンザ	治癒するまで	・ 感染症患者のある家に居住する者、またはこれらの感染症にかかっている疑いのある者については、予防処置の施行の状況、その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ・ 感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
第二種	インフルエンザ	幼：発症後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで 小・中：発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで	・ 感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 * 軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、呼吸器症状が改善傾向になること。 * 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については左の期間であるが、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 * 第二種のインフルエンザについては、特定鳥インフルエンザを除く。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱後３日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで	
	結 核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎等）	病状により、学校医その他の医師において、その感染のおそれがないと認めるまで	

上記疾病の疑いがありましたら、すみやかに医師の診察を受け、感染症の診断を受けたら、直ちに学校（園）に連絡をしてください。

- 治癒して登校する際には、学校園からお渡しする治癒証明書を医師に記入してもらい、ご提出ください。
- ※インフルエンザに罹患した場合は、里庄町のホームページから[罹患報告書をダウンロード](#)し、保護者の方が記入して、再登校時に学校（園）へ提出してください。（学校（園）から罹患報告書をお渡しすることも可能です。）
- ※新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、主治医の指示に従ってください。治癒証明書の提出は必要ありません。発症日・待機期間・再登校予定日をお知らせください。